

平成 27 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成 27 年度過重労働解消キャンペーン（11 月）の間に、5,031 事業場に対し重点監督を実施し、3,718 事業場（全体の 73.9%）で労働基準関係法令違反が認められた。

主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 2,311 事業場、賃金不払残業があったものが 509 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 675 事業場であった。

表 1 重点監督実施件数等

事項 業種		重点監督実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係法 令違反があった 事業場数 (注 2)	主な違反事項		
				労働時間 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	健康障害防止 対策 (注 5)
合計		5,031 (100.0%)	3,718 (73.9%)	2,311 (45.9%)	509 (10.1%)	675 (13.4%)
主な 業種	製造業	1,679 (33.4%)	1,221 (72.7%)	802	101	185
	建設業	247 (4.9%)	178 (72.1%)	108	33	18
	運輸交通業	387 (7.7%)	307 (79.3%)	217	30	53
	商業	922 (18.3%)	697 (75.6%)	422	114	115
	教育・研究業	174 (3.5%)	129 (74.1%)	70	25	22
	保健衛生業	372 (7.4%)	288 (77.4%)	134	49	59
	接客娯楽業	339 (6.7%)	288 (85.0%)	201	64	96
	その他の事業	597 (11.9%)	401 (67.2%)	243	66	76

(注 1) 主な業種は監督指導実施事業場数が 100 を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) 括弧内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注 3) 労働基準法第 32 条違反〔36 協定なく時間外労働を行わせているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注 4) 労働基準法違反第 37 条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない〕。

(注 5) 労働安全衛生法第 18 条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第 66 条違反〔健康診断を行っていないもの〕及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反〔1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

※ 重点監督では、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報のあった事業場を優先して対象としているため、労働時間の違反のあった事業場の比率が 45.9%（平成 26 年の定期監督等における比率は 21.1%）と高くなっている。

表 2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
5,031	1,011 (20.1%)	1,586 (31.5%)	834 (16.6%)	744 (14.8%)	621 (12.3%)	235 (4.7%)

表 3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
5,031	449 (8.9%)	727 (14.5%)	496 (9.9%)	652 (13.0%)	1,031 (20.5%)	1,676 (33.3%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 2,977 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	月 45 時間以内への削減（注 4）	月 80 時間以内への削減（注 5）	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注 6）
2,977	392	685	1,202	1,772	213

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注 5）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注 6）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 1,003 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1 参照）に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2 (1)）（注 2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2 (5)）（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2 (6)）（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2 (3)7）（注 2）	実態調査の実施（基準 2 (3)4）（注 2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2 (3)4）（注 2）		
1,003	547	146	476	75	50	7

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった 2,311 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、799 事業場で 1 か月 100 時間を、153 事業場で 1 か月 150 時間を、38 事業場で 1 月 200 時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45 時間以下	45 時間超 80 時間以下	80 時間超 100 時間以下	100 時間超 150 時間以下	150 時間超 200 時間以下	200 時間超
601	515	396	646	115	38

(2) 労働時間の管理方法

監督を実施した 5,031 事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、509 事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、2,050 事業場でタイムカードを基礎に確認し、900 事業場で IC カード、ID カードを基礎に確認し、1,778 事業場で自己申告制により確認し、779 事業場でその他の方法（例えば、出勤簿）により確認し、始業・終業時刻を確認し記録していた。

表 7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注 1）			自己申告制 （注 2）	その他 （注 2）
使用者が自ら現認 （注 2）	タイムカードを基礎 （注 2）	IC カード、ID カードを基礎 （注 2）		
509	2,050	900	1,778	779

（注 1）「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1）に定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注 2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複がありうる。

4 その他

○ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督実施状況

平成 27 年 4 月から平成 27 年度過重労働解消キャンペーンである 11 月までの間に実施した監督結果を、以下のとおり、とりまとめた。

(1) 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督指導を実施した 471 事業場のうち、403 事業場（全体の 85.6%）で労働基準関係法令違反が認められた。

主な違反としては、違法な時間外労働があったものが 307 事業場、賃金不払残業があったものが 93 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 133 事業場であった。

表 1－2 監督実施件数等

事項 業種		監督実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係法令 違反があった事業 場数 (注 2)	主な違反事項		
				労働時間 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	健康障害防止 対策 (注 5)
合計		471 (100.0%)	403 (85.6%)	307 (65.2%)	93 (19.7%)	133 (28.2%)
主な 業種	製造業	72 (15.3%)	62 (86.1%)	50	13	14
	建設業	39 (8.3%)	30 (76.9%)	20	9	5
	運輸交通業	93 (19.7%)	83 (89.2%)	66	14	35
	商業	71 (15.1%)	61 (85.9%)	45	18	15
	教育・研究業	26 (5.5%)	22 (84.6%)	18	4	6
	保健衛生業	34 (7.2%)	29 (85.3%)	22	7	12
	接客娯楽業	33 (7.0%)	32 (97.0%)	28	10	20
	その他の事業	72 (15.3%)	61 (84.7%)	43	14	18

(注 1) 主な業種は監督実施事業場数が 20 以上のものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) から (注 5) については、表 1 に同じ。

(2) 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

① 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督実施事業場のうち、**343 事業場**に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの**過重労働による健康障害防止**を講じるよう指導した。

表 4－2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	月 45 時間以内への削減（注 4）	月 80 時間以内への削減（注 5）	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注 6）
343	75	116	123	216	43

（注 1）から（注 6）については、表 4 に同じ。

② 労働時間適正把握に係る指導状況

監督実施事業場のうち、**163 事業場**に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、**労働時間を適正に把握すること**などを指導した。

表 5－2 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2（1））（注 2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2（5））（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2（6））（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2（3）7）（注 2）	実態調査の実施（基準 2（3）4）（注 2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2（3）4）（注 2）		
163	85	23	81	16	5	1

（注 1）及び（注 2）については、表 5 に同じ。